

第510回  
三戸町議会臨時会会議録

令和5年5月10日 開会・閉会

三戸町議会

## 目 次

会期日程	2
上程案件及び処理結果	2
<u>第1日目 令和5年5月10日(水)</u>	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のために出席した者の職氏名	4
職務のために出席した事務局職員	4
開会・開議	5
日程第1：会議録署名議員の指名	5
日程第2：会期の決定	5
日程第3：諸般の報告	6
・議長の報告	
日程第4：議案一括上程、町長提案理由の説明	6
日程第5：報告第1号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町町税条例の一部を改正する条例)	8
日程第6：報告第2号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	10
日程第7：報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る 固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	12
日程第8：議案第32号 令和5年三戸町一般会計補正予算(第1号)	13
日程第9：議案第33号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算 (第1号)	20
閉会・署名	21

## 会 期 日 程 表

会 期 令和5年5月10日（1日間）

日 程	月 日	会議の種別	開議時間	内容
第1日	5月10日 (水)	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・議案の一括上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・議案審議・採決</li> </ul>

### 上程案件及び処理結果

議案案件	番号	件 名	議決年月日	処理結果
報告	1	専決処分した事項の報告及びその承認を 求めることについて（三戸町町税条例の 一部を改正する条例）	R5. 5. 10	原案承認
報告	2	専決処分した事項の報告及びその承認を 求めることについて（三戸町国民健康保 険税条例の一部を改正する条例）	R5. 5. 10	原案承認
報告	3	専決処分した事項の報告及びその承認を 求めることについて（三戸町承認地域経 済牽引事業のために設置される施設に係 る固定資産税の特別措置に関する条例の 一部を改正する条例）	R5. 5. 10	原案承認
議案	32	令和5年三戸町一般会計補正予算 （第1号）	R5. 5. 10	原案可決
議案	33	令和5年度三戸町立学校給食共同調理場 特別会計補正予算（第1号）	R5. 5. 10	原案可決

## 第1日目 令和5年5月10日(水)

---

### ○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
    - 1. 議長の報告
  - 第4 町長提案理由の説明
  - 第5 報告第1号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町町税条例の一部を改正する条例)
  - 第6 報告第2号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - 第7 報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
  - 第8 議案第32号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第1号)
  - 第9 議案第33号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算(第1号)
- 

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○応招議員(14人)

---

### ○出席議員(13人)

- 1番 柳 雫 圭 太 君
- 3番 和 田 誠 君
- 4番 越 後 貞 男 君
- 5番 乗 上 健 夫 君
- 6番 山 田 将 之 君
- 7番 栗谷川 柳 子 君
- 8番 藤 原 文 雄 君
- 9番 番 屋 博 光 君
- 10番 千 葉 有 子 君
- 11番 久 慈 聡 君
- 12番 澤 田 道 憲 君
- 13番 佐々木 和 志 君

14番 竹原義人君

---

○欠席議員（1人）

2番 小笠原君男君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝守世光君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	税務課長	下村太平君
	総務課財政指導監	多賀昭宏君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君
	学校給食運営指導監	松尾康晃君

---

○職務のため出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬場均君
総括主幹	櫻井優子君

---

## 午前 10 時 00 分 開会・開議

### ○議長（竹原 義人君）

ただいまから第 510 回三戸町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

### ○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第 510 回三戸町議会臨時会の議事日程を審議するため、5 月 9 日、午前 10 時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

5 月 10 日、午前 10 時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日 1 日と定め、諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、報告第 1 号から報告第 3 号並びに議案第 32 号及び議案第 33 号を審議、採決し、閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和 5 年 5 月 10 日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長（竹原 義人君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 8 番、藤原文雄君、9 番、番屋博光君を指名します。

---

## 日程第 2 会期の決定

### ○議長（竹原 義人君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日 1 日と決定しました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

#### 1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたのでご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付しております。

---

### 日程第 4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第 4、報告第 1 号から報告第 3 号並びに議案第 32 号及び議案第 33 号を一括上程します。

上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第 510 回三戸町議会臨時会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

令和 5 年度最初の議会となりますが、今年度もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、今回提案いたします案件について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、報告第 1 号 三戸町町税条例の一部を改正する条例について申し上げます。本件は、地方税法等の一部改正に伴い、三戸町町税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容であります。個人町民税関係では、現行の震災復興に係る財源として賦課徴収している均等割と入替え、新たに令和 6 年度より導入される森林環境税についての規定を設ける等、所要の整備をいたしました。

固定資産税関係では、長寿命化に資する工事を行ったマンションの減額措置を設けたほか、認定先端設備導入に係る非課税措置の廃止などの改正をいたしました。

軽自動車税関係では、種別割において3輪特定小型原付、いわゆる電動キックボードに対する課税の規定を新たに設けたほか、車両の燃費性能に応じた軽課、重課の見直し及び延長また車両取得時に課税される環境性能割においては、税率区分の見直しのほか燃費、排ガスの試験不正に対する追加税の加算割合の強化を規定いたしました。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求められます。

次に、報告第2号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。本件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、三戸町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主なる内容であります。国民健康保険税における内訳のうち、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げたほか、低所得者への軽減措置に係る算定方法を改め、その範囲を拡大する改正をしたものであります。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求められます。

次に、報告第3号 三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものであります。

改正の内容であります。適用期限を令和5年3月末から2年延長し、令和7年3月末としたものであります。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求められます。

議案第32号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額64億7,857万3,000円に歳入歳出それぞれ7,698万円を追加し、予算総額を65億5,555万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費4,616万8,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業費705万円、学校給食費無償化事業費2,376万2,000円を追加補正しようとするものであります。

次に、議案第33号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。本案は、町内小中学校の学校給食を無償化することにより、児童生徒の保護者負担の軽減を図るとともに、今年度新たに昼食を提供することとした三戸高校において、当該昼食費を無償化し、保護者の負担軽減とさらなる魅力化の向上の一つとして位置づけ、発信していこうとするものであります。これにより令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計既決予算額3,850万円に歳入歳出それぞれ226万6,000円



を増額し、予算総額を4,076万6,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、事業収入において小中学校児童生徒及び三戸高校の生徒に係る令和5年6月から当該年度分に係る給食費及び昼食費について、保護者負担金を2,149万6,000円を減額し、無償化を伴うための繰入金2,376万2,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、給食材料費226万6,000円を増額補正しようとするものであります。

今後も教育に係る経済的負担の軽減を図り、保護者が安心して育てられる教育環境の整備に努めるとともに、児童生徒の心身の健全な発展に資する良質な学校給食の提供に努めてまいります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

---

## 日程第5 報告第1号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町町税条例の一部を改正する条例)

### ○議長（竹原 義人君）

日程第5、報告第1号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

### ○税務課長（下村 太平君）

報告第1号、三戸町町税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、三戸町町税条例の一部を改正する必要が生じたため、令和5年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の2ページを御覧ください。初めに、森林環境税の導入に伴う規定の整備に係る改正等であります。現行の住民税均等割額5,000円には、東日本大震災復興に関し、防災に必要な財源確保のため住民税均等割額1,000円が上乘せされておりましたが、その制度と入れ替わりで森林環境税を賦課徴収するものです。森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、市区町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されるものです。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県、市区町村へ譲与されます。

2ページ上段中ほどの第30条第1項及び第3項では、森林環境税の賦課徴収の方法に

ついて規定すべき改正等が行われております。

32 条では、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等が行われております。

3 ページ、4 ページをお願いします。3 ページから 4 ページにあります第 35 条では、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等が行われております。

4 ページをお願いいたします。4 ページ後半から 5 ページにあります第 38 条では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により地方税法第 321 条の 7 第 2 項が改正されたことに伴う改正等が行われております。

5 ページ中ほど、第 38 条の 2 では、特別徴収の方法により徴収する公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等が行われております。

7 ページを御覧ください。次は、軽自動車税の種別割と環境性能割に関する改正等についてであります。種別割では、山林特定小型原付、通称キックボードの規定を新設し、原付と同様に取り扱うこととし、免税額 2,000 円を賦課する改正等と環境性能のよい車両の普及のためにグリーン化特例の見直し、延長を行う改正等に関する改正を行っております。環境性能割では、燃費、排ガス不正行為再発防止のための環境性能割の加算割合の強化について、自動車メーカーが燃費、排ガスに基づく税制優遇を受け、それが試験不正によるものであった場合に、メーカーが納める追加税について税額に加算する割合を現行の 10%から 35%に引き上げる改正等と、税率区分の段階的見直しにより非課税や 1%軽減に該当する燃費基準を段階的に引き上げる改正等を行っております。

7 ページ最後から 8 ページにあります第 70 条では、ミニカー区分から 3 輪以上の特定小型原付を除外しております。

11 ページから 12 ページ下段の附則第 15 条の 2 では、臨時的軽減措置に係る規定を削除しております。

12 ページ下段を御覧ください。12 ページ下段、附則第 15 条の 2 の 2 を新たに附則第 15 条の 2 として同条第 4 項で不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正等が行われております。

附則第 15 条の 6 では、下段にありました同条第 3 項の臨時的軽減措置に係る規定を削除しております。

附則第 16 条第 1 項及び第 2 項では、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について規定しております。

14 ページを御覧ください。14 ページ上段の附則第 16 条第 3 項の規定の適用を受けるガソリン軽自動車では、特例の期限を 3 年間、同条第 4 項の規定の適用を受けるガソリン軽自動車では特例の期限を 2 年間、それぞれ延長する改正が行われております。

同じく 14 ページ、附則第 16 条の 2 第 3 項では、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正等が行われてご

ざいます。

それでは、11 ページにお戻り願います。最後に、固定資産税関係の改正等についてであります。11 ページ上段の附則第 10 条の 3 第 11 項では、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について、規定が新設されたものでございます。

次に、15 ページを御覧ください。附則第 17 条の 2 第 1 項と同条第 2 項では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、優良住宅地の譲渡に対する課税の特例に係る適用期限を令和 5 年度から令和 8 年度に延長する改正が行われてございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第 1 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

## 日程第 6 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて （三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（竹原 義人君）

日程第 6、報告第 2 号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを

議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

報告第2号、三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、令和5年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の16ページを御覧ください。初めに、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正でございます。第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の20万円から22万円に引き上げる改正が行われております。これに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額が現行の102万円から104万円に引き上げられる改正でございます。

次に、16ページの第23条第1項では、軽減措置後の限度額に関する部分があるため、後期高齢者支援金等課税額について第2条で定める限度額である22万円と同額に改正し、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行い、同項第2号の28万5,000円を29万円に、17ページ、同項第3号の52万円を53万5,000円に改正したものでございます。

次に、同じく17ページ、第23条の2では、本条例第24条の2の改正に伴う規定の整備を行ったものでございます。

第24条の2第2項では、対応する国民健康保険条例参考例の規定の書きぶりと合わせるものでございます。

18ページ以降の附則の改正につきましては、対応する法令の規定の書きぶりと合わせるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

**日程第7 報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
（三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る  
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）**

○議長（竹原 義人君）

日程第7、報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

報告第3号、三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和5年3月31日に交付され、施行日が令和5年4月1日となっていることから、三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、令和5年3月31日付で専決処分したものでございます。

新旧対照表22ページを御覧ください。改正の内容は、適用期限の延長を行うもので、第2条第1項で下段の令和5年3月31日を上段で令和7年3月31日へ改正したものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第3号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

## 日程第8 議案第32号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第32号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第32号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額64億7,857万3,000円に歳入歳出それぞれ7,698万円を追加し、予算総額を65億5,555万3,000円にしようとするものであります。

歳入についてご説明をいたします。3ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税376万2,000円を増額しております。

14款2項1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金6,616万8,000円を追加しております。エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する取組に対し、交付金が交付されるものであります。2目民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金705万円を追加しております。住民

税非課税世帯等に対し児童1人につき5万円を給付するもので、全額が国費で措置されるものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。4ページ、5ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では、4,616万8,000円を増額しております。18節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金4,500万円の追加が主なものであり、住民税均等割が非課税である世帯等に対し3万円を給付するものであります。

2項1目児童福祉総務費では705万円を増額しております。18節の子育て世帯生活支援特別給付金700万円の追加が主なものであり、住民税均等割が非課税である世帯等に対し児童1人につき5万円を給付するものであります。

10款5項5目学校給食費では、学校給食共同調理場特別会計繰出金2,376万2,000円を増額しております。児童生徒の保護者負担を軽減するため、国の交付金を活用し町内の小中学校、高校に通学する児童生徒の給食費を6月から3月までの10か月間無償とするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田君。

#### ○6番（山田 将之君）

5ページ、10款5項5目学校給食費の繰出金についてですが、給食費の無償化についてということで説明を聞いていました。今年度は、無償化ということで来年度以降、まだ未定だということで一応説明を聞いていました。それで、これ一度無償化したものをまた有償とするのは難しいのではないかと私は考えています。来年度以降、恒久的に無償とする考えはないのか伺います。

あと、また町外在住の児童生徒も対象となるということで説明を受けていました。町内在住で他の市や町へ通う児童生徒への対応等はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまご質問がありました来年度以降の……まず、5ページの10款5項5目学校給食費の繰出金2,376万2,000円に対するご質問であります。1点目の来年度以降の無償化についてということでございますが、国のほうでは3月31日に発表しました、いわゆる異次元の少子化対策、その中で学校給食費の無償化に向けて給食の実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握し、課題の整理を行うということにしております。また、6月4日に実施されます青森県知事選挙のほうでも給食費の無償化ということが話題になっているところでもあります。このような状況下にありますので、来年度以降の給食費の無償化

につきましては、国、県の動向をまず見ながら、来年度以降、どうしていくのか、また給食費の無償化につきましては継続的な財源というのが必要になってきますので、その辺、給食費の無償化が財源的に可能なかどうかというところを十分に検討していきたいというふうに思っております。

また、次、2点目でございますが、町外の小中学校に通っている児童生徒への対応ということでございますが、こちらにつきましてはいらっしゃいます。小学校、中学校で8名ほどいらっしゃいますが、検討をさせていただきましたが、様々な状況がございました。そもそも給食がなくて弁当だとか、あと給食費の単価、あるところも様々ばらつきがある、日数も様々あるといったところで、またそのほかに養護学校というのに行っている方もいらっしゃいます。そこは、様々な支援制度がございまして、なかなかそこに対して一体的に支援をするのは難しいということで、あくまでも三戸町の給食センター調理の給食を提供している学校ということで、町内の小中学校、また三戸高校に通っている児童生徒ということにしたものでございます。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

まず、1点目のほうで、国や県の動向を見ながらということで答弁をいただきました。国や県で様々そういった、今話題にはなっているところではありますが、万が一そういった国や県からの支援というのがなかった場合、町から自主財源等で継続していくというようなお考え等あればなどと思って聞いた次第ではあるのですが、そういった考えはあるのかどうかということをお願いしたいと思えます。

あと、町内在住でほかの市や町へ通う生徒、ここは対応が難しいということで、様々な検討をしていただいたのだなということは理解いたしました。ただ、先ほど趣旨、保護者の負担を軽減するという趣旨ではあったので、そういった方にも何らかの形で支援していただければなどと思えますが、そういった考え、もう一度あるかどうかお願いいたします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、財源に係る部分につきましては、先ほど担当の事務局長のほうからも説明がありまじょうに、今後の国、県の対応を見極めた上で、町としてどこまでできるかというところがまた議論のスタートになろうかというふうに思っております。財源は、まず別にしたとしても、できればもちろん続けていきたい、その思いはありますが、大事なものは継続的な財源をどう確保していくか、やはりそこに尽きますので、今後の国の対応をしっかりと見していきたいというふうに思っております。

また、他町村との絡みになってきますけれども、国の子育て支援策という中で、私どもとして考えているのは、何かをやってあげたいと思っても自治体の垣根があったり、それぞれの自治体や学校教育現場の中での対応というのが今本当に様々、まちまちという状況



であります。ですので、今後子育て支援策というものを国あるいは県が本当に幅広く展開をしていく中において、そういった課題を徐々に整理をされていって、どこに住んでいても同じように対応してもらえるような、そういう社会というふうなものも私は目指していかなければならないのだというふうに考えております。お答えになっているかどうか分かりませんが、そういった他方の状況を見極めつつ対応して検討してまいりたいと思います。

#### ○6番（山田 将之君）

今後のことについて、町長の思いというものを答弁いただきました。ありがとうございます。そういったものをこれから6月、知事も替わるということで、町からもどんどん県のほうに町長のほうから意見等をしていってもらえれば、町のためになるのではないかと思います。よろしく願いいたします。答弁は結構です。

#### ○13番（佐々木 和志君）

学校給食に関して1点質問いたします。

先ほどの山田議員と趣旨的には一緒なのですが、来年度以降については今後の国や県の動向を見極めてという答弁でありましたけれども、三高に関して申し上げますけれども、これまで町が取り組んできた三高の存続のための支援、その一環として三戸高校にも給食を配給するというサービスに取り組んだ、そのこと自体に関しては大変評価するものであります。ただ、今年度国からの交付金があって、それを全額負担するという一方で、一旦行政サービスを上げたものをまた来年度下げるということに関しては、やはり相当なリスクが伴うものだろうというふうに感じています。具体的には、一番考えなければいけないのは、いかに入学者を増やして三戸高校を存続させていくかということに注視するのであれば、三戸高校に限っては来年度以降も給食の無償、もしくは無償に近い形での提供ということを経営的に進めていくべきであると思います。まず、そこを理解していただいた上で、来年度以降の考え方について、時期的なものでありますけれども、入学者数に着目するのであれば、来年度高校受験する生徒、もしくは保護者の方々が高校を選択する時期というのは、どうしてももうお盆明けぐらいには考えていくのだろうな。ただ、その中で、町が三戸高校の給食配給に関して来年度も同じ支援をしていくのだということを周知できるかできないかという点に関しては、大きな意味を持っているのだろうなというふうに思います。小中学校に関しては、給食全体の総額で言えば高校も合わせれば4,000万円というかなり大きな金額になりますけれども、三高だけに着目するのであれば総体的経費というのはいかに抑えられると思うので、とにかく時期、検討をし、町の方向性を示す時期を早めることはできないかというところについて答弁お願いしたいと。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三戸高校の給食の無償化について、来年度以降の継続を早い時期に決定できないかとい

うこととありますが、前回全員協議会の席上でも申し上げましたが、やはり予算編成前ということもありますので、来年度の予算というのは確約できる状況には、お盆明けといったところではなかなかできないものだというふうには考えております。ただ、三戸高校の魅力化については、給食のみならず、そのほかの様々な支援策を行っておりますので、そういったところも総合的にアピールして、入学者の増というところに向かっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○13番（佐々木 和志君）**

もちろん三戸高校の存続のための魅力化向上に対する取組がなされているということは、十分理解しています。ただ、今回の事業に関しては、直接的に保護者の経済的な支援に反映されるというところで、かなりインパクトを持っているというふうに私は感じておりますので、それが次年度以降の三戸高校の入学希望者に少なからず影響を与えるものだという考え方から申し上げているのであって、具体的に今年度何月に方向性を必ず出せというものではないですけれども、できれば来年度の受験生とその保護者たちにアピールするということを考えるのであれば、やはり早期に検討すべきだというふうに思います。これに関して、答弁は先ほどと同じだと思うのですが、もしちょっとでもやってみようかなという考えがあるのであれば、答弁をお願いしたいと思います。なければいい。

（「暫時休憩をお願いします」と言う者あり）

**○議長（竹原 義人君）**

暫時休憩します。

---

（午前10時46分）

休 憩

（午前10時47分）

---

**○議長（竹原 義人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（櫻井 学君）**

来年度以降の三戸高校の給食費の無償化につきましてですが、高校の募集要項というのは、もう既に6月に次の年のものが決定されるということで、非常に早い段階で募集の条

件等が整備されるものになりますので、我々としてもなかなか時期的に厳しいというところではありますが、様々検討はしながら、進めていきたいというふうに思います。

#### ○8番（藤原 文雄君）

先ほどの山田議員の質問に近いのですが、もう一度確認をしたいと思います。今回の給食費無償化の2,000万円の財源になっているのが電力・ガス・食料品等価格高騰化重点支援地方交付金ということで、給食費の無償化については大変望んでいたところで、何ももう頑張っ、できればずっと続けてほしい事業ではございますけれども、財源となっている交付金だけを考えますと、やはり公平性を考えなければいけないと感じます。先ほどの三戸町町外の児童に対する給食費以外の支援は難しいということの答弁でございましたが、今回は三戸高校の生徒にも給食を適用しているということで、三戸高校の生徒にも無償化ということなのですが、三戸在住で三戸外に通学している高校生を考えますと、今回の財源となっている交付金の恩恵を受けることができないということがすごく問題なのではないかと思えます。そここのところについて、今回の給食費無償化以外の方策として、町としてその今回恩恵を受けることができなかった家庭に支援を考えるということをやれるのかやれないのか伺います。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

給食の部分になりますが、三戸高校以外のいわゆる高校生年代の方の町民の方に、三戸高校以外にも何かしらの給食以外でも支援ができないのかといったご質問でございますが、ちなみに町内の高校生年代の人数、卒業の時点の人数で言うと215名ほどいらっしゃるのかなど。若干は変更はあると思いますが、そういう状況でございます。その方、町民の方ということでございますが、こちらにつきまして、高校生年代につきましては、三戸高校の魅力化、三戸高校に行っている方に対しての優遇措置というかメリットを出していくということが大きな目的でございますので、そこは公平性というところでは公平ではない部分もありますが、やはり三戸高校に力を入れていくという観点の措置でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

今説明をいただきましたけれども、三戸高校に対する支援ということは、十分承知をしています。私が申し上げたいのは、財源としての今回の緊急的な、国が出した交付金というものの本来の在り方は、公平に町民に使われるべきだということ、高校支援の特色を出した支援の仕方は、すごくいいことだと思います。そこに対しては、何ら意見を言うということはありませんが、私が言いたいのは支援の仕方がフェアかフェアでないかということ、公平性というところは町民の皆様はどこかで気にするところだと思います。これについて、今回は教育委員会の事業として補正予算が組まれてい

ますが、町長にお伺いします。町の今後の支援策として、そういったことを考えるのか考えないのか、もう一度お伺いします。

**○町長（松尾 和彦君）**

担当の事務局長のほうからも話を、ご答弁をさせていただいておりますが、今回の給食費無償化の取組は、そういった経済的な負担というものを持っているご家庭の中に支援をしていく際に、町が持てる材料といいますか、学校給食というものを使うことで、そういうところに手当てをしていこうということがそもそもの考え方の基準になってございます。おっしゃるとおり、金券を配付をするという前提で考えるのであれば、当然そこは出てくるのですが、町の一番有効に使える学校給食というものを有効に使っていく前提で考えて取り組んだ事業でありますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思っております。

**○8番（藤原 文雄君）**

給食に関しては、十分理解をしています。私が言いたいのは、公平性があるかどうかということで疑問があるということを行っています。なので、今回事業に関わることができなかったご家庭に支援をする用意があるかないかについて、もう一度伺います。

**○町長（松尾 和彦君）**

それでは、どれだけの、まず影響が実際出るのかというところを少し検討させて、その上で判断をしていきたいというふうに思います。と申しますのは、高校生が町外の学校に通われているというところもありましようが、ご家庭の中ではほかにもお子さんもいて、学校給食を受けているというケースもあろうかと思っております。ですので、単純にどういう影響がご家庭にあるのかというところも考えないと、見ていかないとにならないのかなというふうに思いますので、そこはどういう状況なのかということは調査をさせて、その上で考えていきたいと思っております。

**○議長（竹原 義人君）**

藤原君、質問回数3回ですので、終了してください。そのほか質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

**○議長（竹原 義人君）**

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第 32 号を採決します。

本案は可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 9 議案第 33 号 令和 5 年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算  
(第 1 号)**

○議長（竹原 義人君）

日程第 9、議案第 33 号 令和 5 年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第 33 号 令和 5 年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明申し上げます。

本案は、町内小中学校児童生徒及び三戸高校生徒に係る令和 5 年 6 月から令和 6 年 3 月までの給食費と昼食費を無償化するため、令和 5 年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計既決予算額 3,850 万円に歳入歳出それぞれ 226 万 6,000 円を追加し、予算総額を 4,076 万 6,000 円にしようとするものであります。

3 ページをお願いいたします。歳入、1 款 1 項 1 目事業収入、1 節保護者負担金現年度分 2,149 万 6,000 円の減額は、6 月から 3 月までの小中学校児童生徒及び三戸高校生徒の給食費と昼食費を減額するものです。

2 款 1 項 1 目 1 節繰入金 2,376 万 2,000 円の増額は、小中学校児童生徒及び三戸高校生徒合計 513 名の無償化を補うための繰入金を増額しようとするものであります。

4 ページをお願いいたします。歳出、1 款 1 項 1 目学校給食費の 15 節原材料費の 226 万 6,000 円は、三戸高校生徒の昼食利用者の増加等により 226 万 6,000 円を増額しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第 33 号を採決します。

本案は可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。第 510 回三戸町議会臨時会を閉会します。

**午前 11 時 00 分 閉会**

---

## 署 名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

.....

署名議員

.....

署名議員

.....